住所　京都府長岡京市馬場井料田１番地２
李聖久　昭和54年５月４日生
住所　京都市北区平野宮敷町34番地２
李宜子　昭和56年４月10日生
住所　京都府宇治市六地蔵奈良町74番地１
全俚慧　昭和58年４月18日生
住所　京都府舞鶴市字浜1547番地１
禹高壽　昭和17年２月４日生
住所　京都市南区久世築山町36番地２
成相美　昭和55年１月27日生
住所　京都市南区東九条東松ノ木町１番地
藏成秀　昭和52年５月18日生
住所　東京都荒川区東日暮里６丁目49番17―408号
孫義成　昭和57年３月28日生
住所　三重県桑名市筒尾１丁目７番地25
司空キヨ子　昭和28年９月30日生
住所　埼玉県川口市並木２丁目11番20号
陳尚希　昭和52年５月18日生
邱晨皓　平成20年６月７日生
住所　埼玉県上尾市柏座４丁目２番26号
鄭賢志　昭和47年７月29日生
住所　埼玉県越谷市平方南町20番地36
朴春子　昭和44年３月16日生
住所　千葉県我孫子市中峠台38番地10
金明代　昭和49年６月13日生
住所　東京都文京区千駄木４丁目３番11号
鄭輝光　昭和15年２月７日生
住所　東京都足立区青井３丁目32番１―202号
崔盛林　昭和45年１月26日生
住所　東京都練馬区旭町２丁目12番29号
金廣淑　昭和51年６月29日生
住所　長野県南佐久郡南相木村5477番地１
姜理惠　昭和49年５月10日生

○外務省告示第三百九十七号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、それぞれ別表中欄の日に行われた口上書等の交換により別表下欄の日まで延長された。

平成二十三年十二月十四日

外務大臣　玄葉光一郎

取極	贈与の供与期限の延長のための口上書等の交換の日付	延長後の贈与の供与期限
人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文（平成十九年五月二十八日付け）	平成二十三年三月十日	平成二十三年四月三十日（平成二十二年度分）
人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の交換公文（平成十九年七月十日付け）	平成二十三年三月二十八日	平成二十三年四月三十日（平成二十二年度分）
人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の交換公文（平成十九年六月二十一日付け）	平成二十三年三月二日	平成二十三年四月三十日（平成二十二年度分）
人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の交換公文（平成二十年五月二十七日付け）	平成二十三年三月二日	平成二十三年四月三十日（平成二十二年度分）
クルガンチュベードゥスティ間道路改修計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の交換公文（平成二十年五月十九日付け）	平成二十三年三月十五日	平成二十四年三月三十一日（平成二十二年度分）
ハトロン州ハマドニ地区給水改善計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の交換公文（平成二十年八月五日付け）	平成二十三年三月十五日	平成二十三年四月三十日（平成二十一年度分）
ポンペイ国際空港改善計画のための贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の交換公文（平成二十年九月十六日付け）	平成二十三年三月二十一日	平成二十四年三月三十一日（平成二十二年度分）
空港治安対策強化計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文（平成二十一年八月十日付け）	平成二十三年三月十五日	平成二十四年三月三十一日

○外務省告示第三百九十五号

平成二十三年十一月二十六日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における「カブール県及びバーミヤン県灌漑施設整備計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合食糧農業機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カブール県及びバーミヤン県灌漑施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十三億千万円
3　署名者
日　本　側　高橋礼一郎在アフガニスタン大使
国際連合食糧農業機関側　ヤギャシュ・プラサード・ゴータム在アフガニスタン臨時代表

平成二十三年十二月十四日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百九十六号

平成二十三年十一月二十八日にニューデリー（インド）で、ブータン王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　二億円
3　署名者
日　本　側　**齋**木昭隆在ブータン大使（インドにて兼轄）
ブータン側　ヴェツォプ・ナムギャル駐日（在インド）ブータン大使

平成二十三年十二月十四日

外務大臣　玄葉光一郎

○農林水産省告示第二千三百五十九号

平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正し、平成二十三年十二月五日から適用することとしたので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表補助金等の予算科目の欄中「農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金に限る。」を「特定地域経営支援対策事業費補助金及び農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業費を除く。」に、「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」を「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金　農地保有合理化対策地方公共団体事業費補助金」に、「農業生産基盤保全管理等推進地方公共団体事業費補助金」を「農業生産基盤保全管理等推進地方公共団体事業費　農業生産基盤保全管理等推進整備費補助金」に、「二　市場拡大対策に係るもの（食品産業環境対策支援事業のうちフードバンク活動推進事業費、食品リサイクル・ループ構築促進事業費及び食品廃棄物オンサイト飼料化設備導入事業費並びに輸出倍増サポート事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策費に限る。）」を「二　市場拡大対策に係るもの（食品産業環境対策支援事業のうちフードバンク活動推進事業費、食品リサイクル・ループ構築促進事業費及び食品廃棄物オンサイト飼料化設備導入事業費並びに輸出倍増サポート事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策費に限る。）」に、「農山漁村六次産業化対策整備費補助金（六次産業